

## 平成18年 3月13日（月曜日）

### 出席議員（18名）

議 長	堂 下	清 孝	君		9 番	八 田	外 茂	男 君
1 番	夷 藤		満 君		10 番	中 川		達 君
2 番	小 谷	一 也	君		11 番	南	守 雄	君
3 番	能 村	憲 治	君		12 番	中 村	哲 彦	君
4 番	北 川		進 君		13 番	黒 田	泰 三	君
5 番	清 水	文 雄	君		14 番	中 居		治 君
6 番	水 口	裕 子	君		15 番	田 中	祥 次	君
7 番	渡 辺		旺 君		16 番	米 田		満 君
8 番	野 村	輝 久	君		17 番	重 原	義 之	君

### 説明のため出席した者

町 長	八 十 出	泰 成	君			山 田	吉 弘	君
収 入 役	浅 田		裕 君		まちづくり政策部企画財政課参 兼行財政改革推進室長	谷 口	源 成	君
教 育 長	浜 田		寛 君		まちづくり政策部 情報政策課長	川 口	克 則	君
総 務 部 長	奥 村	忠 男	君		町民福祉部町民生活課長兼 次世代育成支援対策室長	夷 藤		涉 君
まちづくり 政 策 部 長	西 尾	雄 次	君		町民福祉部介護福祉課長兼 地域包括支援センター準備室長	黒 田	邦 彦	君
町民福祉部長	夷 藤	芳 夫	君		都 市 整 備 部 産 業 振 興 課 長	八 田	精 三	君
都 市 整 備 部 長	中 本	英 夫	君		都 市 整 備 部 都 市 建 設 課 長	中 西	昭 夫	君
教 育 委 員 会 教 育 次 長	高 木	和 彦	君		教 育 委 員 会 学 校 教 育 課 長	北	雅 夫	君
消 防 長	島 田	敏 郎	君		教 育 委 員 会 生 涯 学 習 課 長	出 川	常 俊	君
企 業 局 長	米 永	竹 男	君		企 業 局 水 道 電 気 課 長 兼 新 エ ネ ル ギ ー 開 発 対 策 室 長	荒 家	良 樹	君
総 務 部 長	田 中		徹 君		企 業 局 下 水 道 課 長	黒 田	孝 雄	君
総 務 部 長	向	貴 代 治	君		消 防 本 部 次 長 兼 消 防 署 長	東	耕 三	君
税 務 課 長	橋 本		稔 君					
まちづくり政策部 企画財政課長								

職務のため出席した事務局職員

事務局長 生田 康久君 事務局書記 東 康弘君

議事日程（第3号）

平成18年3月13日 午後2時開議

日程第1

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕から

議案第47号 小字の区域の変更についてまで及び

追加議案第48号 内灘町基本構想の策定について

日程第2

議会議案第1号 高金利引き下げに関する意見書の提出について

議会議案第2号 義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出について

日程第3

議会議案第3号 内灘町中学校問題等対策特別委員会の設置について

日程第4

選任第1号 内灘町中学校問題等対策特別委員会委員の選任について

の説明員一覧表のとおりであります。

午後2時00分開議

開 議

議長【堂下清孝君】 ご苦労さまです。ただいまの出席議員は18名であります。よって、会議の定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

会議時間の延長

議長【堂下清孝君】 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめ延長いたします。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長【堂下清孝君】 ご異議なしと認めます。よって、本日の会議時間を延長することに決定をいたしました。

諸般の報告

議長【堂下清孝君】 本日の会議に説明のため出席をしている者は、1日の会議に配付

休 憩

議長【堂下清孝君】 この際、暫時休憩をいたします。

再開は、追ってお知らせをいたします。

午後2時01分休憩

午後6時30分再開

再 開

議長【堂下清孝君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

議案一括上程

議長【堂下清孝君】 日程第1、去る3月3日、各常任委員会に付託いたしました議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕から議案第47号小字の区域の変更につ

いてまでの47議案及び議案第48号内灘町基本構想の策定について、並びに継続審査となっております陳情第8号、陳情第9号及び今期定例会までに受理いたしました陳情第10号、請願第23号を一括議題といたします。

#### 常任委員長報告

議長【堂下清孝君】 これより各常任委員会における議案の審査の経過並びに結果の報告を求めます。

清水文雄総務常任委員長。

〔総務常任委員長 清水文雄君 登壇〕

総務常任委員長【清水文雄君】 平成18年第1回定例会において、総務常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、収入役及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳入第17款繰入金第2項基金繰入金、歳出第14款予備費第1項予備費については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第2号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第8号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳入第17款繰入金第2項基金繰入金については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第3号平成17年度内灘町一般会計補正予算（第9号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税費、第4項選挙費、第5項統計調査費、第6項監査委員費、第7項交通安全対策費、第9款消防費第1項消防費、第12款公債費第1項公債費、第13款諸支出金第2項基金費については、妥当と認め、原案を可とすることに決

しました。

第2条債務負担行為の補正、第3条地方債の補正については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第11号平成18年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳入全部、歳出第1款議会費第1項議会費、第2款総務費第1項総務管理費、第2項徴税費、第4項選挙費、第5項統計調査費、第6項監査委員費、第7項交通安全対策費、第4款衛生費第3項上水道費、第9款消防費第1項消防費、第11款災害復旧費第1項公共施設公用施設災害復旧費、第12款公債費第1項公債費、第13款諸支出金第1項普通財産取得費、第2項基金費、第14款予備費第1項予備費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

第2条債務負担行為、第3条地方債については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

第4条一時借入金、第5条歳出予算の流用については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第20号内灘町国民保護協議会条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第21号内灘町国民保護対策本部及び内灘町緊急処理事態対策本部条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第22号公益法人等への内灘町職員の派遣等に関する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第25号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第26号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第27号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、採決の結果、賛成多数で原案を可とすることに決しました。

議案第28号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第29号内灘町職員等旅費条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第30号内灘町義務教育施設整備基金条例の一部を改正する条例については、義務教育施設の整備は現在及び将来の内灘町における最重要施策であることから、いかに財政状況が厳しくとも将来に備えた基金の積み立てを怠ってはならないとの意見が多数あり、採決の結果、賛成少数で否決することに決しました。

議案第31号（仮称）高齢者いきいき健康センター整備基金条例の一部を改正する条例については、高齢者の生きがいと健康づくりに資する施設整備の財源に充てる基金として制定された趣旨を尊重するためにも、その積み立てを今後も明記すべきとことから、採決の結果、賛成少数で否決することに決しました。

議案第47号小字の区域の変更については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第48号内灘町基本構想の策定については、3月3日に追加議案で本委員会に付託され、慎重に審議を重ねましたが、基本構想とは内灘町における今後10年間におけるまちづくりの目標、基本方針を定めた重要なものであり、審議を尽くすには時間が足りないので継続審査にすべきとの意見があり、採決をした結果、全員賛成で継続審査とすることに決しました。

次に、継続審査となっております陳情の審査の結果を報告いたします。

陳情第9号防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共業務の民間化に反対する陳情書については、慎重に審議をした結果、引き続き継続して審査することに決しました。

次に、新規に提出されました陳情の審査の結果を報告いたします。

陳情第10号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情については、慎重に審議をした結果、継続して審査することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として総務、企画等所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成18年3月13日

総務常任委員会委員長 清水文雄

議長【堂下清孝君】 中川達文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 中川達君 登壇〕

文教福祉常任委員長【中川達君】 平成18年第1回定例会におきまして、文教福祉常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告を申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長、教育長及び関係部課長等からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第2号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第8号）〕第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第10款教育費第4項社会教育費については、妥当と認め、原案を承認することに決しました。

議案第3号平成17年度内灘町一般会計補正予算（第9号）、第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第3項国民年金事務取扱費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項

小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費、第4条繰越明許費第3款民生費第2項児童福祉費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第10款教育費第2項小学校費については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第5号平成17年度内灘町霊園事業特別会計補正予算(第2号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第7号平成17年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算(第5号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第8号平成17年度内灘町老人保健特別会計補正予算(第3号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第9号平成17年度内灘町介護保険特別会計補正予算(第3号)については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第11号平成18年度内灘町一般会計予算、第1条歳入歳出予算中、歳出第2款総務費第3項戸籍住民基本台帳費、第3款民生費第1項社会福祉費、第2項児童福祉費、第3項国民年金事務取扱費、第4項災害救助費、第4款衛生費第1項保健衛生費、第2項清掃費、第10款教育費第1項教育総務費、第2項小学校費、第3項中学校費、第4項社会教育費、第5項保健体育費については、いずれも妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第13号平成18年度内灘町霊園事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第16号平成18年度内灘町国民健康保険特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第17号平成18年度内灘町老人保健特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第18号平成18年度内灘町介護保険特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第23号内灘町障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第24号内灘町地域包括支援センター条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第32号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第33号内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第34号内灘町福祉センター条例の一部を改正する条例については、慎重に審査をした結果、賛成多数により原案を可とすることに決しました。

なお、本議案の審議の中で、議案の提出に際しては内容を十分検討、吟味され、慎重に臨んでほしい旨の強い意見があったことを申し添えておきます。

議案第35号乳児及び児童の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第36号内灘町高齢者医療助成金支給条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第37号内灘町長寿祝金条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第38号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第41号内灘町福祉センターの指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第42号内灘町茶室の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第43号内灘町歴史民俗資料館及び内灘

町風と砂の館の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第44号内灘町体育施設の指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第45号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、当該管理公社の現状の組織の体質改善を求め、検討するよう申し添えておきます。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として教育、福祉等所管にかかわる事項について、閉会中も調査することに決しましたので、申し出をいたしておきます。

平成18年3月13日

文教福祉常任委員会委員長 中川達

議長【堂下清孝君】 田中祥次産業建設常任委員長。

〔産業建設常任委員長 田中祥次君 登壇〕

産業建設常任委員長【田中祥次君】 平成18年第1回定例会において、産業建設常任委員会に付託されました議案の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

付託されました議案につきましては、町長及び関係部局長並びに関係課長からそれぞれ詳細な説明を求め、慎重に審議を重ねた結果、議案第3号平成17年度内灘町一般会計補正予算（第9号）第1条歳入歳出予算の補正中、歳出第5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費第1項農業費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費、第4条繰越明許費、第8款土木費第3項都市計画費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第4号平成17年度内灘町公共下水道事

業特別会計補正予算（第5号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第6号平成17年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第10号平成17年度内灘町水道事業会計補正予算（第4号）については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第11号平成18年度内灘町一般会計予算第1条歳入歳出予算中、歳出第5款労働費第1項労働諸費、第6款農林水産業費第1項農業費、第2項林業費、第3項水産業費、第4項国土調査費、第7款商工費第1項商工費、第8款土木費第1項土木管理費、第2項道路橋りょう費、第3項都市計画費、第4項住宅費については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

なお、第5款労働費第1項労働諸費の一部で、6月の当委員会です承を得るまで執行を控えるよう申し入れをいたしました。

議案第12号平成18年度内灘町公共下水道事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第14号平成18年度内灘町土地区画整理事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第15号平成18年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第19号平成18年度内灘町水道事業会計予算については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第39号内灘町都市公園条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

議案第40号都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例については、妥当と認め、原案を可とすることに決し

ました。

議案第46号内灘町道路線の認定については、妥当と認め、原案を可とすることに決しました。

次に、継続審査となっております陳情の審査の結果を報告いたします。

陳情第8号地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める陳情については、慎重に審査をした結果、採択することに決しました。

続きまして、今期定例会までに提出のあった請願の審査結果を報告いたします。

請願第23号地籍調査の促進については、慎重に審査をし、採決をした結果、賛成多数で採択することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査の経過並びに結果についての報告を終わります。

なお、本委員会として公共下水道及び都市計画事業など所管にかかわる事項について閉会中も調査することに決しましたので、申し出いたします。

平成18年3月13日

産業建設常任委員会委員長 田中祥次

議長【堂下清孝君】 これをもって各常任委員長の報告を終わります。

#### 質 疑

議長【堂下清孝君】 各常任委員長報告に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

#### 討 論

議長【堂下清孝君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

#### 表 決

議長【堂下清孝君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議案第1号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第7号）〕、議案第2号専決処分の承認を求めることについて〔平成17年度内灘町一般会計補正予算（第8号）〕の2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案承認であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定をすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立全員であります。よって、議案第1号、議案第2号は原案のとおり承認されました。

議長【堂下清孝君】 次に、議案第3号平成17年度内灘町一般会計補正予算（第9号）を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議長【堂下清孝君】 次に、議案第4号平成17年度内灘町公共下水道事業特別会計補正予算（第5号）、議案第5号平成17年度内灘町霊園事業特別会計補正予算（第2号）、議案第6号平成17年度内灘町土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも

原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立全員であります。よって、議案第4号、議案第5号、議案第6号の3議案は原案のとおり可決されました。

議長【堂下清孝君】 次に、議案第7号平成17年度内灘町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）、議案第8号平成17年度内灘町老人保健特別会計補正予算（第3号）、議案第9号平成17年度内灘町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第10号平成17年度内灘町水道事業会計補正予算（第4号）の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立全員であります。よって、議案第7号、議案第8号、議案第9号、議案第10号の4議案は原案のとおり可決されました。

議長【堂下清孝君】 次に、議案第11号平成18年度内灘町一般会計予算を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議長【堂下清孝君】 次に、議案第12号平成18年度内灘町公共下水道事業特別会計予算、

議案第13号平成18年度内灘町霊園事業特別会計予算、議案第14号平成18年度内灘町土地区画整理事業特別会計予算、議案第15号平成18年度内灘町新エネルギー事業特別会計予算の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立多数であります。よって、議案第12号、議案第13号、議案第14号、議案第15号の4議案は原案のとおり可決されました。

議長【堂下清孝君】 次に、議案第16号平成18年度内灘町国民健康保険特別会計予算、議案第17号平成18年度内灘町老人保健特別会計予算、議案第18号平成18年度内灘町介護保険特別会計予算、議案第19号平成18年度内灘町水道事業会計予算の4議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長【堂下清孝君】 起立全員であります。よって、議案第16号、議案第17号、議案第18号、議案第19号の4議案は原案のとおり可決されました。

休 憩

議長【堂下清孝君】 この際、暫時休憩いたします。

そのまましばらくお待ちください。

午後7時06分休憩

午後7時07分再開

再 開

副議長【野村輝久君】 ただいまの出席議員数は17名であります。

それでは、地方自治法第106条第1項の規定により、議長の職務を行います。

よろしくお願ひいたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第20号内灘町国民保護協議会条例について、議案第21号内灘町国民保護対策本部及び内灘町緊急対処事態対策本部条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立多数であります。よって、議案第20号、議案第21号の2議案は原案のとおり可決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第22号公益法人等への内灘町職員の派遣等に関する条例について、議案第23号内灘町障害者介護認定審査会の委員の定数等を定める条例について、議案第24号内灘町地域包括支援センター条例についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立多数であります。よって、議案第22号、議案第23号、議案第24号の3議案は原案のとおり可決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第25号常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一

部を改正する条例について、議案第26号教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立多数であります。よって、議案第25号、議案第26号の2議案は原案のとおり可決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第27号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、議案第28号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、議案第29号内灘町職員等旅費条例の一部を改正する条例についての3議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立多数であります。よって、議案第27号、議案第28号、議案第29号の3議案は原案のとおり可決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第30号内灘町義務教育施設整備基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、否決であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第30号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立少数であります。よって、議案第30号は否決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第31号（仮称）高齢者いきいき健康センター整備基金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、否決であります。

したがって、原案について採決いたします。

お諮りいたします。議案第31号は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立少数であります。よって、議案第31号は否決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第32号内灘町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立多数であります。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第33号内灘町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立多数であります。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第34号内灘町福祉センター条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立少数であります。よって、議案第34号は否決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第35号乳児及び児童の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立全員であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第36号内灘町高齢者医療助成金支給条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立多数であります。よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第37号内灘町長寿祝金条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決

であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立多数であります。よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第38号内灘町介護保険条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立多数であります。よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第39号内灘町都市公園条例の一部を改正する条例について、議案第40号都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部を改正する条例についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立全員であります。よって、議案第39号、議案第40号の2議案は原案のとおり可決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第41号内灘町福祉センターの指定管理者の指定について、議案第42号内灘町茶室の指定管理者の指定について、議案第43号内灘町歴史民俗資料館及び内灘町風と砂の館の指定管理者の指定について、議案第44号内灘町体育施設の指

定管理者の指定について、議案第45号内灘町サイクリングターミナルの指定管理者の指定についての5議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立多数であります。よって、議案第41号、議案第42号、議案第43号、議案第44号、議案第45号の5議案は原案のとおり可決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第46号内灘町道路線の認定について、議案第47号小字の区域の変更についての2議案を一括して採決いたします。

各議案に対する委員長の報告は、いずれも原案可決であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立多数であります。よって、議案第46号、議案第47号の2議案は原案のとおり可決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議案第48号内灘町基本構想の策定についてを採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立多数であります。よって、議案第48号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

副議長【野村輝久君】 次に、継続審査となっております陳情を採決いたします。

まず、陳情第8号地域農林水産業活性化を図るための「地産地消自治体宣言」を求める陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立全員であります。よって、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

副議長【野村輝久君】 次に、陳情第9号防災・生活関連を中心とした「公共事業」への転換と公共業務の民間化に反対する陳情書を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は、継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立全員であります。よって、陳情第9号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

副議長【野村輝久君】 次に、今期定例会までに受理した請願・陳情を採決いたします。

まず、陳情第10号「公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書」提出に関する陳情を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立全員であります。よって、陳情第10号は委員長の報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

副議長【野村輝久君】 次に、請願第23号

地籍調査の促進についてを採決いたします。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。

お諮りいたします。委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立多数であります。よって、請願第23号は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

議案一括上程

副議長【野村輝久君】 日程第2、議会議案第1号高金利引き下げに関する意見書の提出について、議会議案第2号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についての2議案を一括して議題といたします。

提案理由の省略

副議長【野村輝久君】 お諮りいたします。本2議案につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【野村輝久君】 ご異議なしと認めます。よって、議会議案第1号、議会議案第2号の2議案については提案理由の説明を省略することに決定いたしました。

質 疑

副議長【野村輝久君】 次に質疑に入ります。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了いたします。

討 論

副議長【野村輝久君】 次に討論に入ります。

討論ありませんか。 討論なしと認めま

す。

これをもって討論を終了いたします。

## 表 決

副議長【野村輝久君】 これより議案の採決に入ります。

まず、議会議案第1号高金利引き下げに関する意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立全員であります。よって、議会議案第1号は原案のとおり可決されました。

副議長【野村輝久君】 次に、議会議案第2号義務教育費国庫負担制度の堅持を求める意見書の提出についてを採決いたします。

お諮りいたします。本議案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立全員であります。よって、議会議案第2号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました意見書の提出先及びその他の処理方法につきましては、議長に一任願います。

## 内灘町中学校問題等対策 特別委員会の設置

副議長【野村輝久君】 日程第3、議会議案第3号内灘町中学校問題等対策特別委員会の設置についてを議題といたします。

## 提案理由の省略

副議長【野村輝久君】 お諮りいたします。本議案については会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【野村輝久君】 ご異議なしと認めます。よって、本案の提案理由の説明は省略することに決定いたしました。

## 質 疑

副議長【野村輝久君】 次に、質疑に入ります。

質疑ありませんか。 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終了いたします。

## 討 論

副議長【野村輝久君】 次に、討論に入ります。

討論ありませんか。 討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

## 表 決

副議長【野村輝久君】 これより議案の採決に入ります。

議会議案第3号内灘町中学校問題等対策特別委員会の設置については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

副議長【野村輝久君】 起立全員であります。

よって、議会議案第3号内灘町中学校問題等対策特別委員会の設置については、原案のとおり可決されました。

## 内灘町中学校問題等対策 特別委員会委員の選任

副議長【野村輝久君】 日程第4、選任第1号内灘町中学校問題等対策特別委員会委員の選任を行います。

お諮りいたします。ただいま設置されました内灘町中学校問題等対策特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の

規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【野村輝久君】 ご異議なしと認めます。よって、内灘町中学校問題等対策特別委員会委員は、お手元に配付した名簿のとおり選任することに決定いたしました。

休 憩

副議長【野村輝久君】 この際、暫時休憩いたします。

午後 7 時 28 分 休憩

午後 7 時 45 分 再開

再 開

副議長【野村輝久君】 休憩前に引き続き会議を開きます。

議事を続行いたします。

特別委員会正副委員長

互選結果報告

副議長【野村輝久君】 休憩中に内灘町中学校問題等対策特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参っておりますので、報告いたします。

内灘町中学校問題等対策特別委員会委員長に八田外茂男さん、副委員長に渡辺旺さん。

以上のとおり互選された旨の報告がありました。

閉会中継続審査及び調査

副議長【野村輝久君】 次に、議会運営委員長及び各常任委員長並びに各特別委員長から、目下委員会において審査中の事件につき、会議規則第75条の規定により閉会中の継続審査並びに調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付

することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

副議長【野村輝久君】 ご異議なしと認めます。

よって、各委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定をいたしました。

閉議・閉会

副議長【野村輝久君】 以上で今回の定例会に付議されました議件は全部議了いたしました。

以上をもちまして、平成18年第1回内灘町議会定例会を閉会いたします。

連日、長時間にわたり精力的にご審査いただき、大変ご苦労さまでございました。

ご苦労さまでした。

午後 7 時 47 分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、こ  
こに署名する。

議会議長

署名議員

署名議員